

参画主体



協力体制の参画主体については「流域マネジメントの手引き」⁶⁾が参考になる。参画主体は地方公共団体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者等から構成されることが一般的である。駆除作業の推進、駆除計画の策定にあたっては、多様な参画主体の連携と協働が必要になることが一般的である。そのため、主要な公的機関が中心となって有識者からの指導が得られる環境づくりを行いながら協力体制を立ち上げる必要がある。参画主体となる公的機関は、地方支分部局、市町村、都道府県等さまざまである。利害関係者等には、地域の実情や被害状況に応じて、農政局、土地改良区、商工会議所、企業、マスコミ、教育関係者、民間団体、地域住民等が該当する。その他、多面的機能支払交付金の活動組織も主要な参画主体となる。

「外来生物対策指針」⁷⁾では対策の規模別に協力体制設立の際の注意点がまとめられている。

対策を実施する範囲が限定的で、重機等を用いずに人力で処理できるような小規模の対策の場合は、対策を総括する担当者を土地改良区の組織内で選定する。担当者は関係する機関を選定し、各関係機関と調整を取り、検討会等の参集者を決定する。また、参画する機関が分担する作業内容ごとにそれぞれの期間の責任者を明確にし、全体として統率のとれた対策が実施できるように工夫する。

人力では防除しきれず、広範囲で重機等を用いる等大規模な対策が必要となった場合は、他の機関の参画を得て、対策を実施する必要がある。その際、調整役となる担当者を土地改良区内で選定し、その担当者は関与が必要となる機関に対して協力要請を行い、検討会等の参集者を決定する。また、対策に参画する機関ごとに、防除等対策の作業分担の内容を調整するほか、重機等の費用の手当てや作業中の道路、下流域の立ち入り規制、周辺住民への通知、処理に関する手続き等の諸手続の分担も調整する必要がある。

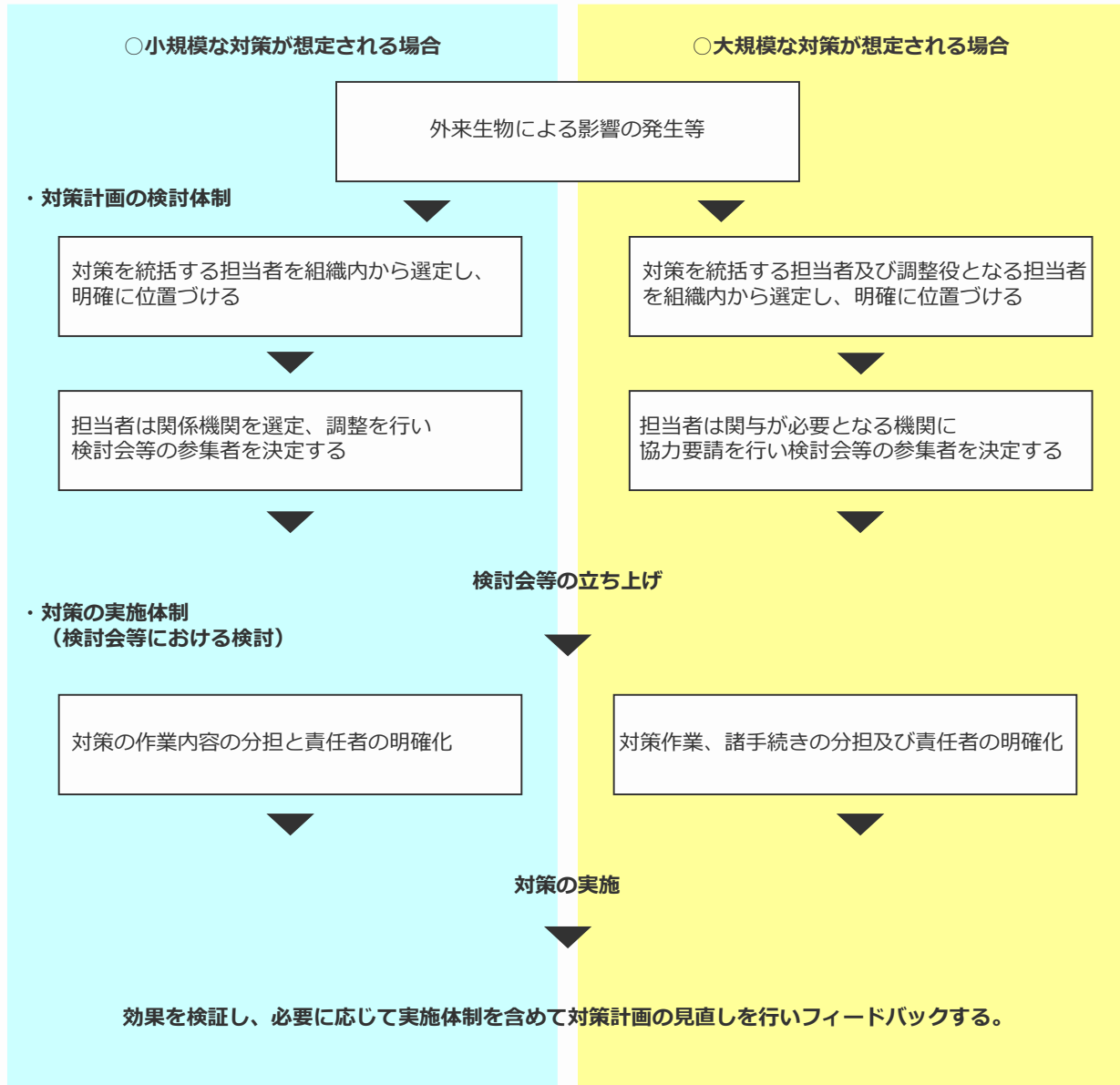


図 81 複数機関による対策の実施体制の整備の流れの例
 (外来生物対策指針⁷⁾ 一部改変)

市民参加



市民参加に際する留意点

「河川における外来植物対策の手引き」⁸⁾で市民参加に際する留意点がまとめられている。市民を含めさまざまな参加者と協働で対策を実施する場合は、主催者は特に安全管理への配慮が必要である。また、実施場所や機材等について事前によく確認しておくとともに、以下の措置が必要な場合がある。

- 駆除対象生物の生態的特徴の説明
- 着衣、使用した道具への付着や駆除後の置き場等による拡散の危険性
- 道具の使い方、危険生物への対処等に関する指導員の配置
- 立ち入り禁止範囲の明示
- けがを防ぐような安全な服装の着用徹底
- 参加者の健康への配慮
- 水域での作業の場合はライフジャケットやウェットスーツの着用徹底
- イベント保険への加入

情報を共有する仕組みづくり

「河川における外来植物対策の手引き」⁸⁾で情報を共有する仕組みづくりについてまとめられている。

以下に、想定される情報共有の仕組みを示す。

- まずは農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課に連絡
- インターネットを活用し、情報公開用のホームページを開設
- パンフレットや小冊子をとりまとめて配布
- 既往のホームページへの情報の書き込み
- 地域の広報誌等への情報提供
- 自治体の協力を得て、地域へ情報を回覧
- テレビ、ラジオ、新聞等のメディアへの情報提供
- ポスター、看板等の掲示
- 対策内容に関する説明会や意見交換会、現地見学会等の企画・実施

持続可能な取り組み



「河川における外来植物対策の手引き」⁸⁾では、持続可能な取り組みに向けて、「楽しみや知的好奇心の満足、メリット」の重要性について指摘されている。

自然観察会やアウトドアイベントと組み合わせて実施する等、自然体験・環境教育における市民等のニーズに合わせて展開していく工夫が有効である。通水阻害要因生物対策は除去作業のみに限定して行うのではなく、自然に親しむ総合的な機会として位置付けることができれば、多くの参加者にとって有意義なものとなる。

■ 先行事例

茨城県では新利根川流域におけるナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物の繁茂が拡大し、農地への発生が確認される等、農業被害の発生が懸念されることから、これら特定外来生物の発生状況や防除法等について、関係者相互の情報共有による効果的な防除対策に資するため、「県南地域ナガエツルノゲイトウ等対策連絡会議」を設置している¹³⁾。

「水域ネットワーク保全対策実施のための手引き及び優良事例集」¹⁴⁾において、複数の組織で実施した取り組みの事例がまとめられている。農業水利施設における通水阻害要因生物駆除の事例ではないが、駆除活動の体制づくりの参考にされたい。

主な課題点と解決方法を以下にまとめる。

表 50 複数の組織で取り組みを実施する際の課題点と解決方法

課題点	解決方法
住民や農家の理解を得ること	・活動に参加していない農家や非農家を含めて活動内容を説明 ・親子で楽しめる活動内容を実施 ・講演会実施
活動に対する人員不足	・地元の農地水環境保全活動団体、多面的機能支払交付対象団体、水利組合、大 学生と連携 ・パンフレットを周辺施設に配布 ・高校や大学に対して実習場所として提供 ・行政機関と連携した意向調査をもとに、連携の意志がある企業への働きかけ
生態系保全活動の経験不足	・保全活動の経験者を地方自治体の担当部署から紹介 ・博物館の学芸員や大学教員からの指導

③ 協働先候補

(1) 情報共有先

施設管理者への聞き取りの結果、適切な情報共有先を十分に把握できていないことがわかった。主な情報共有先は、周辺土地改良区、受益者、地方農政局、市及び県の関連部署、農林水産省等が挙げられる。

第5章で主な情報共有先を整理しているので、参考にされたい。

(2) 駆除作業の際の情報共有

駆除作業の際に、現場下流側にオイルフェンス設置等の拡散防止処置を実施する際は、関係者（施設管理者等）への許可が必要となる。

(i) 農業用水路で実施する場合

管理する土地改良区及び市町村の許可と住民への周知が必要である。

(ii) 河川で実施する場合

河川法第20条「河川管理者以外の者の施工する工事等」により、河川管理者の承認が必要となる場合があるため、事前に当該河川を管理する機関へ相談する必要がある。なお、河川は範囲により管理主体が異なる。詳細は国土交通省ホームページ¹⁵⁾を参考にされたい。

(<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/kubun/index.html>)

一級河川：国土交通省または都道府県（一部の区間は政令指定都市）が管理

二級河川：都道府県（一部の区間は政令指定都市*）が管理

※政令指定都市の河川管理者は都道府県の河川管理担当部局に確認

準用河川：全て市町村が管理

普通河川：全て市町村が管理。なお、普通河川に河川法は適用されない。

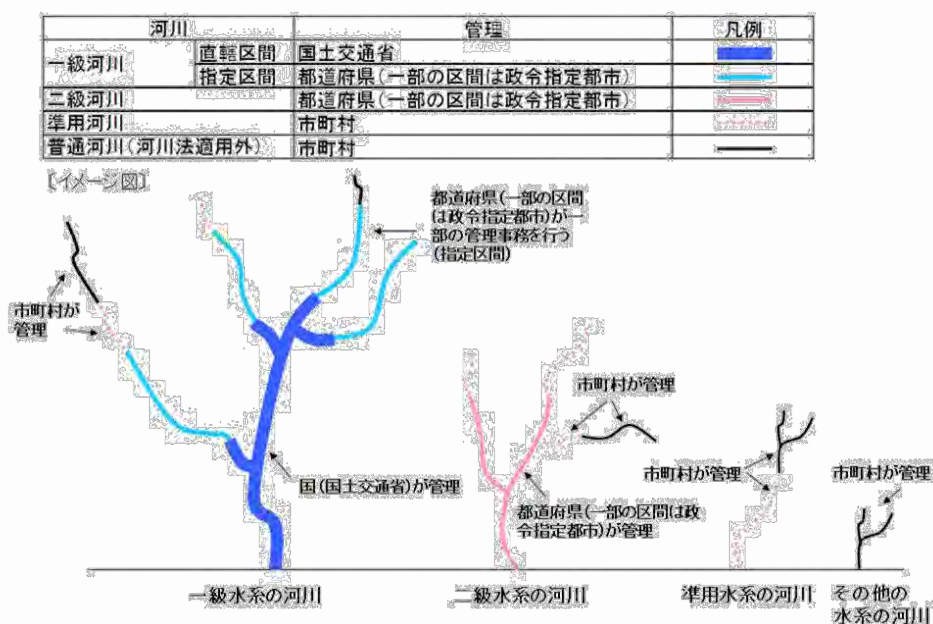


図 82 河川の管理区分（国土交通省 HP より引用）

参考文献

- 1) 農林水産省 農村振興局 企画部 資源課 農村環境保全室 (2008)「外来植物の早期発見と防除 -農業用排水路等における外来植物対策-」https://www.maff.go.jp/j/pr/annual/pdf/nousin_04.pdf, 2023年1月11日確認
- 2) 環境省, 農林水産省, 国土交通省 (2015)「外来種被害防止行動計画-生物多様性条約・愛知目標の達成に向けて」<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/plan.pdf>, 2023年1月11日確認
- 3) 国土交通省 河川環境課 (2021)「地域と連携した外来植物防除対策ハンドブック (案)」https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kankyo/gairai/pdf/handbook.pdf, 2023年1月11日確認
- 4) 角野康郎 (1996). ホテイアオイ 100万ドルの雑草. 植物の生き残り作戦収録, 168-178.
- 5) 農林水産省 農村振興局 農村環境課 農村環境対策室 (2013)「カワヒバリガイ被害対策マニュアル」https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/k_hozen/pdf/kawahibarimanual.pdf, 2023年1月11日確認
- 6) 内閣官房水循環政策本部事務局 (2018)「流域マネジメントの手引き」https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/materials/materials/pdf/tebiki.pdf, 2023年1月11日確認
- 7) 農林水産省 農村振興局 企画部 資源課 農村環境保全室 「外来生物対策指針」https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/attach/pdf/index-8.pdf, 2023年1月11日確認
- 8) 国土交通省 河川環境課 (2013)「河川における外来植物対策の手引き」https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kankyo/gairai/pdf/tebiki00.pdf, 2023年1月11日確認
- 9) 印旛沼水質保全協議会「印旛沼流域水循環健全化会議について」<https://www.insuikyo.jp/environment/kenzenka/>, 2023年1月11日確認
- 10) 印旛沼流域水循環健全化会議「R元年度ナガエ協働駆除作戦」<https://inba-numa.com/torikumishoukai/torikumishoukai-nagaekujor1/>, 2023年1月11日確認
- 11) 環境省 (2022)「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について」<https://www.env.go.jp/press/110649.html>, 2023年1月11日確認
- 12) 環境省 (2022)「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について」https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/data/sentei/14/02_zentai_14_sanko.pdf, 2023年1月11日確認
- 13) 茨城県「県南地域ナガエツルノゲイトウ等対策連絡会議」<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nannourin/kikaku/kikaku/nagaetsurunogeitou.html>, 2023年1月11日確認
- 14) 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村環境課 (2016)「水域ネットワークの保全対策実施の手引き及び優良事例集」https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/suiikinet.html, 2023年1月11日確認
- 15) 国土交通省 「河川の管理区分について」<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/kubun/index.html>, 2023年1月11日確認

